

### Ⅲ 水道施設整備費国庫補助制度の概要

#### 1 簡易水道等施設整備費

◎ 交付対象 ・簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業については、特定簡易水道事業、特定飲料水供給施設は補助対象外。

・平成21年度までに統合した事業又は統合計画を示した事業のうち、統合後の上水道事業の経営を圧迫する恐れのある旧簡易水道の整備事業は、補助対象となる場合がある。

◎ 事業費下限 ・補助区分ごとに国庫補助対象事業に要する費用（全体工期に係る補助対象事業費）が1,000万円以上。

ただし、放射線量の確認を行うための分析機器については10万円以上。

#### 1. 補助の概要及び採択基準

補助区分	補助の概要	補助採択基準
水道未普及地域解消事業	水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業	
新設	簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業	<p>1 簡易水道施設 計画給水人口が現在人口の2倍を超える場合には、超える部分は補助対象外となる。ただし、宅地開発等による場合には、この限りでない。</p> <p>2 飲料水供給施設 給水人口10人以上100人以下とする。ただし、地下水汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあつては、この限りでない。</p>
広域簡易水道	簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域を連絡管で連絡した給水人口5,000人を超える単一の水道施設を新設する事業	相互間の距離が原則として200m以上とする。ただし、地下水汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあつては、この限りでない。
飛地区域	簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域（地下水汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあつては、この限りでない。）において、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業	既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域であること。
	簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域又はその周辺で、水源の確保が困難な地域であるため、同一行政区域内に存する水道事業から連絡管で連絡した浄水を受けて水道施設を整備する事業	<p>1 飲料水供給施設の場合は給水人口10人以上100人以下の地域とする。</p> <p>2 水道事業の給水区域からの距離が、原則として200m以上とする。</p> <p>（1及び2ともに、地下水汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあつては、この限りでない。）</p>

補助区分	補助の概要	補助採択基準
給水区域内無水源	既認可給水区域内の未だ水道が布設されていない地区に対し、現在給水されている区域から連絡管で連絡して水道施設を整備する事業	1 給水人口101人以上5,000人以下の地区とする。 2 現在給水している区域からの距離が、原則として200m以上とする。
区域拡張	簡易水道又は飲料水供給施設の給水区域を拡張する事業。当該事業を行うために必要な基幹施設の改良事業を含む(補助対象となる場合に限る)。	1 簡易水道施設 計画給水人口10人以上とする。 2 飲料水供給施設 従前の計画給水人口の20%以上とする。 (1及び2ともに、地下水汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りでない。)
簡易水道再編推進事業	特定簡易水道に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る事業で、市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画及び簡易水道統合整備計画に基づき施行されるもの。	
統合簡易水道	既存の簡易水道の統合整備又は既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設を整備する(水道未普及地域の解消を含む)事業	水道未普及地域解消事業(ただし、計画給水人口50人未満は除く)及び生活基盤近代化事業の対象となるもの及び基幹的施設の新設
	水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業から浄水を受けて行うことが、最も経済的、合理的となる統合事業	水道事業からの距離が、原則として200m以上とする。
	経営の一元化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業	
簡易水道統合整備事業	上水道施設と同一行政区域内に存在する簡易水道又は飲料水供給施設との統合整備を行うため、基幹的施設その他の施設を整備する(水道未普及地域の解消を含む)事業	水道未普及地域解消事業(ただし、計画給水人口50人未満は除く)及び生活基盤近代化事業の対象となるもの及び基幹的施設の新設
	経営の一元化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業	

補助区分	補助の概要	補助採択基準
生活基盤近代化事業		
増補改良	水源の枯渇又は使用水量の増加に伴い水道施設を整備する事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 しゅん工後10年以上経過した簡易水道又は飲料水供給施設とする。</li> <li>2 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。</li> </ol>
	旧施設の水質が「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業	
	鉛製管の更新を行う事業	
	クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</li> <li>2 既設設備が塩素消毒のみの場合は、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌等が検出されたことがあること又は上流等に糞便処理施設が存在すること。</li> <li>3 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合は、2に加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。</li> </ol>
	基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域。</li> <li>2 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における地域。</li> <li>3 基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。</li> <li>4 法定耐用年数以内の施設又は経過年数が財産処分の制限期間で定める年数以内の施設であること。</li> <li>5 平成9年度以前に建築された施設で、耐震診断により技術省令に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの。</li> <li>6 耐震補強又は改築を行い、レベル2地震動に対して生じる被害が軽易で所期の機能を保持できる構造であること。</li> </ol>

補助区分	補助の概要	補助採択基準
	緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域。</li> <li>2 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</li> </ol>
	原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業	
基幹改良	老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に、旧施設を廃止して新設する事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 しゅん工後原則として40年以上経過した構築物であること。</li> <li>2 設置後原則として10年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む）であること。</li> <li>3 布設後20年以上経過した管路であること。ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上※の改良に限る。 ※財政力指数が0.30以下の場合は10%以上、特定市町村の場合は15%以上、鑄鉄管及びコンクリート管の更新は管路延長要件を適用しない。</li> <li>4 しゅん工後20年以上経過した離島簡易水道のうち海底送水管の布設替えを行う作業であって厚労大臣が認めたもの</li> <li>5 地震対策として行う石綿セメント管の更新。ただし、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域あるいは地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業。</li> </ol>
水量拡張	簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業（当該事業を行うために必要な基幹改良事業を含む（補助対象となる場合に限る）。）	従前の計画給水量の20%以上とする。
閉山炭鉱水道施設	石炭鉱業の整理等に伴い当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者の設置した水道施設又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったために、市町村がかわって給水を行う場合において、当該市町村が旧施設を改良又は更新する事業	

## 2. 補助対象施設及び補助率

補助対象施設	補助率
1 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設	1 財政力指数が0.30を超える市町村 ①単位管延長20m以上 4/10
2 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設	②単位管延長6m以上20m未満 1/3
3 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設	③単位管延長6m未満 1/4
4 配水池、配水管その他配水に必要な施設	2 財政力指数が0.30以下の市町村
5 飲料水供給施設にあつては、1から4までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。ただし、給水栓及び立上り管を除く。	①単位管延長7m以上 4/10
6 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーペイメータ）	②単位管延長7m未満 1/3
7 閉山炭鉱水道施設にあつては、1から6までに掲げるもののほか、共同給水装置も対象とする。	3 飲料水供給施設（定率） 4/10
8 1から7までに掲げる施設を設置するために必要な最小限の用地及び補償費	4 離島（定率） 1/2
	5 閉山炭鉱水道施設（定率） 1/3

## 3. 給水量の基準（補助対象範囲）

簡易水道等施設			地方生活基盤整備水道事業		
用途区分	1人1日平均給水量 (ℓ)	1人1日最大給水量 (ℓ)	用途区分	1人1日平均給水量 (ℓ)	1人1日最大給水量 (ℓ)
給水量の基準			給水量の基準		
一般	200	250	一般	250	315
加算水量			加算水量		
一般	40	50	一般	50	60
学校	50	100	学校	60	125
旅館	200	300	旅館	250	375
官公署	80	120	官公署	100	150
病院	300	450	病院	375	560
その他	厚生労働大臣が適当と認める水量		その他	厚生労働大臣が適当と認める水量	
<p>1 国庫補助対象となるのは、計画給水人口に500ℓ（一般250ℓ+加算250ℓ）を乗じた水量を限度とする。（地方生活基盤整備水道事業は、625ℓ（一般315ℓ+加算310ℓ）とする）</p> <p>2 一般用の加算は、計画給水人口が5,000人を超えた水道（広域簡易水道）並びに5,000人以下であっても、区域内の人口密度が高いとか、公共的施設がある等により昼間人口が集中するとか、民度、生活水準が高いなど、社会、経済的に多量の水を必要とする要件を備えている場合とする。</p> <p>3 用途区分の学校、旅館、官公署には、これに準じるものを含めることも差し支えない。（例えば幼稚園、保育所は学校に準じ、事業所の寮、養老院、国民宿舎、民宿は旅館に準じる等）</p> <p>4 厚生労働大臣が必要と認める水量とは、特別多量に水を使用する病院、駅などの公共的施設並びに家内産業の用に供する水量、あるいは観光地、海水浴場などの日帰り観光客の用に供する水量、営農用（家畜）等に供する水量をいう。（日帰り観光客は1日最大観光人口×20ℓ、キャンプ場などでは収容人口×60ℓ。）</p>					

(参考)

地方生活基盤整備水道事業の定義		採択基準
<p>生活様式の変化に対応可能な水量又は水圧を備えた簡易水道施設の整備を行う必要がある地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業である。</p> <p>ただし、飲料水供給施設及び原則として従前の計画給水人口20%未満又は100人以下の区域拡張を行うための施設整備にあつてはこの限りでない。</p>		<p>1 下水道法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく下水道、コミュニティ・プラント、農・林・漁業集落排水施設又は合併処理浄化槽の整備が行われる（既に整備されたものを含む）ことにより今後10ヵ年以内に給水能力が不足することが見込まれる地域において施行される水道施設の整備であること。</p> <p>2 当該簡易水道給水区域内において、建物の3階以上5階までの直結給水を可能とするために必要な水道施設の整備事業であること。</p>
補助対象範囲の緩和	給水量	上表（給水量の基準）のとおり
	配水管最小動水圧	通常150kPaを245～343kPaとする。
	管種	経済性及び耐圧性を考慮することができる。

#### 4. その他の基準

北海道においては、全域がエキノコックス症対策地域に指定されているため、地下水汚染地域として認められており、各採択基準が緩和されている。

#### 5. 用語の意味

- ① 財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるものであって、地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た当該年度前3年間の平均値をいう。
- ② 単位管延長：当該補助事業により整備する導水、送水、配水管路の総延長を計画給水人口で除して得た数値をいう。
- ③ 特定簡易水道事業：事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道  
 特定飲料水供給施設 事業が存在する簡易水道、飲料水供給施設をいう。  
 (ア)会計が同一であるもの  
 (イ)水道施設が接続しているもの  
 (ウ)道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの
- ④ 特定経営状況事業：事業開始年度の給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であつて、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業。  
 ※特定経営状況事業に係る要件は、事業開始年度にのみ審査するものであり、次年度以降はこの要件に係る審査は実施しない。  
 (例 3カ年の事業の場合、1年目は特定経営状況事業に係る要件の有無を審査するが、2年目、3年目は、特定経営状況事業に係る要件の審査は行わない)

## 2 水道水源開発等施設整備費

- ◎交付対象 ・ 地方公共団体が行う水道事業（一部事務組合を含む）  
 ただし、計画給水人口5,001人以上のものに限る。
- ・ 水道用水供給事業
- ◎事業費下限 ・ 原則は事業に要する経費が1億円以上の整備事業。  
 ただし、 ・ 市町村実施事業は、1,000万円以上  
 ・ 複数年度にわたる事業では、全体の合計が下限額以上

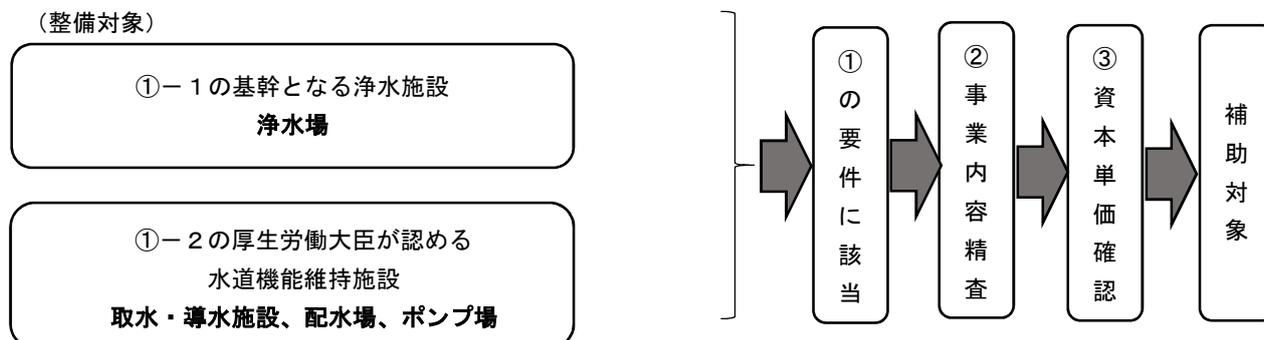
### 1. 補助の概要及び採択基準

補助区分	補助の概要	補助採択基準	補助率																						
水道水源開発施設整備費																									
水道水源開発施設整備費	<p>水道用水の需要増加に伴う水源確保のために行うダム等の水道水源開発施設の整備。</p> <p>☆補助対象施設</p> <p>水道水源の開発の用に供する次の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ダム</li> <li>○堰</li> <li>○水路</li> <li>○海水淡水化施設</li> <li>○これらの施設と密接な関連を有する施設</li> </ul>	<p>資本単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本単価</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業</td> <td>90円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>用水供給事業</td> <td>70円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度以前に採択された事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本単価</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道事業</td> <td>70円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>140円/㎡以上</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">用水供給事業</td> <td>50円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>100円/㎡以上</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本単価	補助率	水道事業	90円/㎡以上	1/3	用水供給事業	70円/㎡以上	1/3	区分	資本単価	補助率	水道事業	70円/㎡以上	1/3	140円/㎡以上	1/2	用水供給事業	50円/㎡以上	1/3	100円/㎡以上	1/2	1/3 または 1/2
区分	資本単価	補助率																							
水道事業	90円/㎡以上	1/3																							
用水供給事業	70円/㎡以上	1/3																							
区分	資本単価	補助率																							
水道事業	70円/㎡以上	1/3																							
	140円/㎡以上	1/2																							
用水供給事業	50円/㎡以上	1/3																							
	100円/㎡以上	1/2																							
遠距離導水施設等施設整備費	<p>水道水源開発施設整備費の国庫補助対象事業と一体となり機能する取水、導水施設の整備。</p> <p>☆補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取水門</li> <li>○取水堰</li> <li>○取水塔</li> <li>○取水ポンプ</li> <li>○その他取水に必要な施設</li> <li>○導水きよ</li> <li>○導水管</li> <li>○導水ポンプ</li> <li>○その他導水に必要な施設</li> </ul>	<p>1 水路の延長が7Km以上であること。</p> <p>2 水道水源開発施設整備費国庫補助対象事業と一体であること。</p> <p>3 資本単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本単価</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業</td> <td>90円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>用水供給事業</td> <td>70円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度以前に採択された事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本単価</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道事業</td> <td>70円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>140円/㎡以上</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">用水供給事業</td> <td>50円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>100円/㎡以上</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本単価	補助率	水道事業	90円/㎡以上	1/3	用水供給事業	70円/㎡以上	1/3	区分	資本単価	補助率	水道事業	70円/㎡以上	1/3	140円/㎡以上	1/2	用水供給事業	50円/㎡以上	1/3	100円/㎡以上	1/2	1/3 または 1/2
区分	資本単価	補助率																							
水道事業	90円/㎡以上	1/3																							
用水供給事業	70円/㎡以上	1/3																							
区分	資本単価	補助率																							
水道事業	70円/㎡以上	1/3																							
	140円/㎡以上	1/2																							
用水供給事業	50円/㎡以上	1/3																							
	100円/㎡以上	1/2																							

補助区分	補助の概要	補助採択基準	補助率						
水道施設機能維持整備費	<p>停電、土砂災害、又は浸水災害により、施設の運転が困難になる基幹浄水施設に対して実施する設備整備又は災害対策工事。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>☆補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常用発電設備</li> <li>○燃料用タンク</li> <li>○非常用発電整備に必要な施設</li> <li>○土砂流入防止壁</li> <li>○土砂流入対策に必要な施設</li> <li>○導水扉</li> <li>○止水堰</li> <li>○浸水対策に必要な施設</li> </ul> </div> <p>※令和8年度以降の取り扱いについては、個別にお問い合わせください。</p>	<p>別紙1 (P.12) 参照</p> <p>1 資本単価</p> <table border="1" data-bbox="914 280 1177 461"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業</td> <td>90円/m<sup>3</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>用水供給事業</td> <td>70円/m<sup>3</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次のいずれかに該当</p> <p>①自然流下による施設運転が不可能で、運転用の自家発電設備が未整備である基幹浄水施設。(補助率1/4)</p> <p>②土砂災害警戒区域内に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高い基幹浄水施設。(補助率1/3)</p> <p>③浸水想定区域内に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い基幹浄水施設。(補助率1/3)</p> <p>④厚生労働大臣が認める水道機能維持施設整備事業。(補助率1/3 (非常用発電設備等の整備については1/4))</p>	区分	資本単価	水道事業	90円/m <sup>3</sup> 以上	用水供給事業	70円/m <sup>3</sup> 以上	<p>1/4 または 1/3</p>
区分	資本単価								
水道事業	90円/m <sup>3</sup> 以上								
用水供給事業	70円/m <sup>3</sup> 以上								

補助区分	補助の概要	補助採択基準	補助率																						
高度浄水施設等整備費																									
	<p><b>1 高度浄水施設整備事業</b>            各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するための高度浄水施設、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための膜ろ過施設、水質の安全・安定のために必要な原水調整池、浄水処理のレベルアップのためのろ過施設及び貯水池水質改善施設。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>☆補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生物処理施設</li> <li>○オゾン処理施設</li> <li>○活性炭処理施設</li> <li>○ストリップング処理施設(揮散処理)</li> <li>○酸化処理施設</li> <li>○電気透析処理施設</li> <li>○膜ろ過施設</li> <li>○紫外線処理施設</li> <li>○原水調整池</li> <li>○従来の浄水処理のレベルアップのために必要なるろ過施設</li> <li>○貯水池水質改善施設</li> <li>○離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等(硬度)が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設</li> <li>○上記処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設</li> </ul> </div> <p><b>2 水道原水水質改善事業</b>            高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、水道原水バイパス管、取排水系統再編に係る上流取水のための施設等の整備。</p> <p><b>3 代替水源施設整備事業</b>            クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための代替水源施設の整備。</p>	<p>別紙2 (P.14) 参照</p> <p>資本単価</p> <table border="1" data-bbox="911 371 1291 645"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本単価</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道事業</td> <td>※1</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>90円/㎡以上</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">用水供給事業</td> <td>※1</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>70円/㎡以上</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成21年度以前に採択された事業</p> <table border="1" data-bbox="911 719 1291 947"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本単価</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道事業</td> <td>70円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>用水供給事業</td> <td>50円/㎡以上</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業は、資本単価基準を満たさなくても補助対象となる。</p>	区分	資本単価	補助率	水道事業	※1	1/4	90円/㎡以上	1/4	用水供給事業	※1	1/4	70円/㎡以上	1/4	区分	資本単価	補助率	水道事業	70円/㎡以上	1/3	用水供給事業	50円/㎡以上	1/3	<p>1/4            (ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあっては1/3)</p>
区分	資本単価	補助率																							
水道事業	※1	1/4																							
	90円/㎡以上	1/4																							
用水供給事業	※1	1/4																							
	70円/㎡以上	1/4																							
区分	資本単価	補助率																							
水道事業	70円/㎡以上	1/3																							
用水供給事業	50円/㎡以上	1/3																							

## 補助採択に係る基準確認の流れ



### ①-1 浄水場の要件※いずれにも該当すること。

ア	病院等の重要給水施設に至るルート上にある施設。
イ	断水影響戸数が2千戸以上。 ただし、断水影響戸数が2千戸以上の浄水施設が存在しない事業体においては、断水影響戸数が最大の施設等の当該事業体における最重要施設（1施設）。

### ①-2 取水・導水施設、配水場、ポンプ場の要件※いずれにも該当すること。

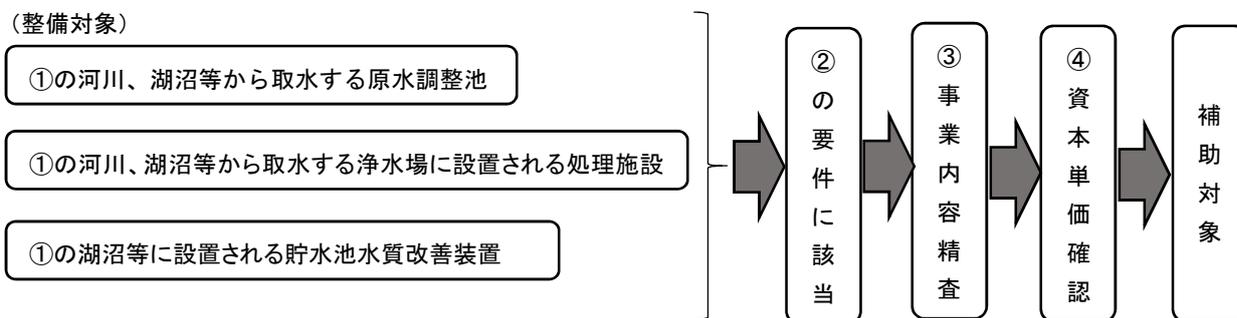
ア	次のa~cのいずれにも該当する浄水場の下流にある取水・導水施設、配水場、ポンプ場。 a 病院等の重要給水施設に至るルート上にある施設。 b 断水影響戸数が2千戸以上。 ただし、断水影響戸数が2千戸以上の浄水施設が存在しない事業体においては、断水影響戸数が最大の施設等の当該事業体における最重要施設（1施設）。 c 停電・土砂災害・浸水災害いずれの事象によっても給水停止のおそれがない施設又はそのおそれがある場合でも停電・土砂災害・浸水災害対策に着手している施設。
イ	次のa~cのいずれかに該当する取水・導水施設、配水場、ポンプ場。 a 非常用自家発電設備当の整備については、次のいずれにも該当し、停電による給水停止のおそれが高い施設であること。 i 自然流下方式のみでは、当該施設が受け持つ区域の1日平均給水量以上の送配水が不可能である施設。 ii 当該施設における非常用発電能力及び他施設からのバックアップでは、当該施設が受け持つ区域の1日平均給水量以上の送配水が不可能である施設。 b 土砂災害への対策工事については、次のいずれにも該当し、土砂災害による給水停止のおそれが高い施設であること。 i 土砂災害警戒区域内等に位置する施設。 ii 当該施設が受け持つ区域の1日平均給水量以上の*バックアップを有していない施設。 c 浸水災害への対策工事については、次のいずれにも該当し、浸水災害による給水停止のおそれが高い施設であること。 i 土砂災害警戒区域内等に位置する施設。 ii 当該施設が受け持つ区域の1日平均給水量以上の*バックアップを有していない施設。 *「バックアップを有していない」とは、バックアップの管路が存在しない又はバックアップがあったとしてもバックアップ元の施設において停電・土砂災害・浸水災害対策が取られていない状態を指す。

## ② 事業内容の精査（補助対象施設）

ア	停電対策 a 非常用自家発電設備。 b 燃料タンク（燃料貯蔵量は3日分を限度とする。）。 c その他非常用発電設備等の設置に必要な施設（発電設備を保管する建屋等。ただし、補助対象は1日平均給水量を上限とする。）。
イ	土砂対策 a 土砂流入防止壁。 b その他土砂災害対策に必要な施設。
ウ	浸水災害対策 a 防水扉。 b 止水堰。 c その他浸水災害対策に必要な施設。

(高度浄水施設整備費に係る別紙2)

## 補助採択に係る基準確認の流れ



### ① 対象となる河川、湖沼等

ア	環境基本法（平成5年法律第91号）第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等。
イ	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の8に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等。
ウ	瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等。
エ	環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域。
オ	湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項に規定する指定湖沼。
カ	クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された、又は検出されるおそれがある河川、湖沼等。
キ	トリクロロエチレン等の有機化学物質により汚染された地下水。
ク	その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と厚生労働大臣が認める地域内の河川、湖沼等。

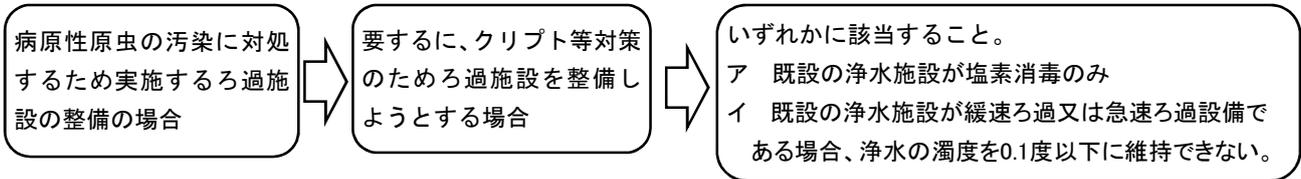
### ② 補助の要件 ※いずれかに該当すること。

ア	水道水における異臭味障害の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。
イ	水源水質について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン（表流水に係るものに限る。）が基準値を超えていること。 また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。
ウ	水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている、又は超えるおそれがあること。
エ	クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合には、aまたはbに該当すること。 ただし、紫外線処理施設のみを整備する浄水場にあつては、地表水以外の水を水道原水としていること。 a 水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること。 b 取水施設の上流等にふん便の処理施設等（し尿処理施設・下水の処理施設又は家畜ふん尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること。

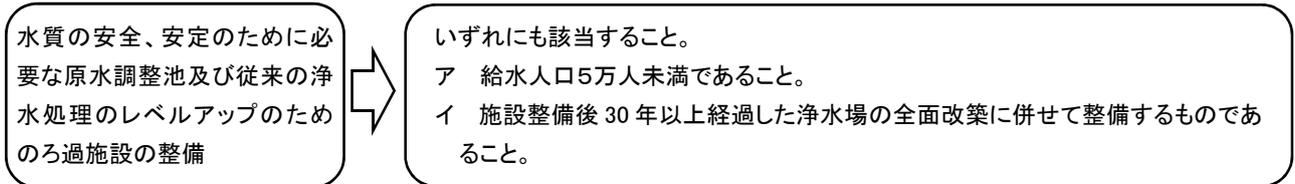
### ③-1：事業内容の精査

- ・高度浄水施設の整備が特に必要であると認められる事業であること。
- また、事業内容に応じて、次のパターンに該当すること。

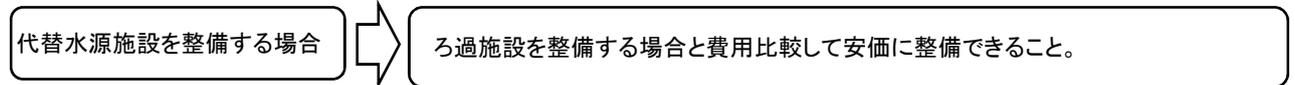
(パターン1)



(パターン2)



(パターン3)



### ③-2：補助対象となる施設

#### ◆対象範囲1（高度浄水施設整備事業）

- ア 生物処理施設（定額）                      イ オゾン処理施設（定額）                      ウ 活性炭処理施設（定額）
- エ ストリッピング処理（揮散処理）施設                      オ 酸化処理施設                      カ 電気透析処理施設
- キ 膜ろ過施設                      ク 紫外線処理施設                      ケ 原水調整池
- コ 従来の浄水処理のレベルアップのために必要なるろ過施設
  - a 消毒のみ                      → 急速ろ過整備及び膜ろ過整備
  - b 緩速ろ過施設                      → 急速ろ過整備及び膜ろ過整備
  - c 急速ろ過施設                      → 膜ろ過整備
- サ 貯水池水質改善施設
- シ 離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設
- ス ア～シに掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設

#### ◆対象範囲2（水道原水水質改善事業）

- ア 水道原水バイパス管  
水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設
- イ 取排水系統再編に係る上流取水のための施設  
取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設
- ウ 伏流水取水施設  
集水埋きよ、取水ポンプ、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設
- エ ア～ウと同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設

#### ◆対象範囲3（代替水源施設整備事業）

- ア 取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設
- イ アと同等の機能を有するものと認められる代替水源施設

### 3 補助事業の全体概略

#### 1. 簡易水道等施設整備事業

区分1	区分2	区分3	区分4	概要
未普及地域 解消事業	新設			簡易水道の新設（特定簡易水道事業以外の場合）
	広域簡易水道			複数の新設する簡易水道を連絡管で連絡し、上水道事業を新設
	飛地区域			簡易水道を新設するが、既存の水道事業で経営
	給水区域無水源			既認可区域内の連絡管で連絡して未普及地域を取り込む
	区域拡張			簡易水道事業が給水地域を拡張して未普及地域を取り込む
簡易水道再編 推進事業	統合簡易水道 (簡易水道と簡易水道の 統合)	水道未普及 地域解消事業	新設	簡易水道の新設（特定簡易水道事業以外の場合）
			広域簡易水道	複数の新設する簡易水道を連絡管で連絡し、上水道事業を新設
			飛地区域	簡易水道を新設するが、既存の水道事業で経営
			給水区域 無水源	既認可区域内の連絡管で連絡して未普及地域を取り込む
			区域拡張	簡易水道事業が給水地域を拡張して未普及地域を取り込む
	生活基盤 近代化事業	生活基盤 近代化事業	増補改良	水源の新設、浄水施設の整備、基幹構造物の耐震化等
			基幹改良	配水管、機械設備及び海底送水管等の更新
			水量拡張	簡易水道事業等の水量を拡張する
	基幹的施設の新設	基幹的施設の新設	給水区域再編等により水源、配水池等の新設	
	遠隔監視システムの整備	遠隔監視システムの整備	中央監視システムの設備等	
簡易水道統合整備 (上水道と簡易水道の 統合)	【統合簡易水道に同じ】			
生活基盤 近代化事業	増補改良			水源の新設、浄水施設の整備、基幹構造物の耐震化等
	基幹改良			配水管、機械設備及び海底送水管等の更新
	水量拡張			簡易水道事業等の水量を拡張する

2. 水道水源開発等施設整備事業

補助区分(大)	補助区分(中)	補助区分(小)	概要
水道水源開発施設整備費	水道水源開発施設整備費		水源開発のためのダム・堰・水路及び海水淡水化施設の整備
	遠距離導水等施設整備費		水道水源開発施設整備費と一体として行う、水路延長7km以上の取水または導水に必要な施設の整備
	水道施設機能維持整備費		停電、土砂、浸水、または地震等の災害発生時において、浄水施設が問題なく運転するために必要な施設の整備
高度浄水施設等整備費	高度浄水施設等整備費	高度浄水施設整備事業	活性炭処理・オゾン処理など厚生労働大臣が特に必要と認める処理施設、原水調整池及び貯水池の水質を改善するために必要な施設の整備
		水道原水水質改善事業	高度処理を行う浄水施設に代替して設置される、水道原水バイパス管、上流取水のための施設等の整備
		代替水源施設整備事業	クリプトスポリジウム等による原水汚染等に対応するため、別の水源から給水する場合に必要な施設の整備